

第61回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画4件							
1	埼玉県	さいたま市	さいたま市立学校特例特別免許状授与特区	さいたま市の全域	本市では、こどもたちが社会をよりよく生きる資質・能力を育むため、「さいたまSTEAMS教育」や「グローバル・スタディ」、「さいたまエンジン」等の様々な取組を行い、先進的で質の高い教育を推進している。 特例措置の活用により、企業や研究機関等において豊富な社会経験を有する民間人材を効果的・効率的に採用することで、教育課程や様々な取組に対して、民間ならではの発想やICT等の知識や工夫、実社会的な視点を取り入れ、本市教育を高度に社会実践的な教育へと発展させることをもって、新しい時代を担うこどもたちの育成を目指す。	830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
2	神奈川県	神奈川県	神奈川県地域中核人材育成特区	神奈川県の全域	神奈川県立産業技術短期大学校(以下「産技短大」という。)では、実践技術力を身につけた卒業生を県内の産業界へ送り出してきた。一方、現在の産業界では経済や産業構造の変化に柔軟に対応でき、研究開発から製造まで担う実践技術を習得したイノベーション高度人材が強く求められている。 また、産技短大に入学する者の中には、ものづくりに関する技術を身につけた上で、更に研究開発する幅広い知識と技術、課題解決能力等の習得を求める者がいる。産技短大から湘南工科大学及び東京工芸大学へ編入学し、産業界が必要とする高度人材へと育成することで、地域産業の高度化、発展に貢献していく。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
3	三重県	三重県南牟婁郡御浜町	御浜町リキュール特区	三重県南牟婁郡御浜町の全域	本町は柑橘類の栽培を農業の柱としているが、近年、高齢化による農家数の減少や後継者不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などにより、産地としての将来が危惧されている状況にある。 本特例措置の活用により、需要拡大による農家所得の向上や新規就農者の確保など、農業が抱える課題を解決していく一助となるとともに、新たな特産品や高付加価値の商品開発による地域ブランドの確立により、経済効果の創出が期待される。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
4	兵庫県	養父市	養父市法人農地取得特区	養父市の全域	本市における農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察される。このようなことから、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。 このため、本特例措置を活用することで、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。	1014	特定法人による農地取得事業